

白鷹町ふるさと応援制度実施要綱

平成20年6月12日

告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、本町を応援したいと思っている方と町長が一体となってまちづくりを進めるために、白鷹町ふるさと応援制度(以下「ふるさと応援制度」という。)を設けるとともに、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 ふるさと応援制度の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 本町の発展を心から応援してくれる方との輪を広げる。
- (2) 本町のまちづくりに関する要望、提言等をいただき、施策の立案に活用する。
- (3) ふるさと応援制度を通して、故郷への更なる愛着及び誇りを醸成してもらう。
- (4) 本町の情報幅広く全国に提供する仕組みを構築する。
- (5) 本町の魅力を全国に発信することにより、交流人口の拡大をめざす。

(基金等の設置)

第3条 ふるさと応援制度を実施するにあたり白鷹町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設ける。

(寄付者の名称)

第4条 寄付者は白鷹町ふるさと応援隊員(以下「隊員」という。)とする。

(対象者)

第5条 隊員となれる対象者は町外に住民票を置いている者とする。

(寄付金の額)

第6条 寄付金の額は1件あたり5,000円以上の寄付を対象とする。

(有効期間)

第7条 隊員の有効期間は、寄付した年度の3月31日までとする。

(寄付の手続)

第8条 寄付者は、寄付申込書(別記様式)に必要な事項を記入し、町長あてに提出する。

2 町長は、前項の申込を受けたときは、納付書等を送付し寄付金を受け入れるものとする。

(特典)

第9条 隊員への特典は、次に掲げるとおりとする。

(1) 隊員証の交付

(2) 白鷹町特産品の送付(寄付金額が1万円以上の場合)

(3) その他、町長が適当と認めるもの。

2 前項第1号及び第2号は寄付件数にかかわらず当該年度1回限りとする。

(寄付金の使途)

第10条 町長は、次に掲げる事業を寄付金の使途とすることができる。

(1) 文化振興事業(しらたかの文化応援事業)

町文化交流センターを生かした文化振興に関する事業及び梅津五郎絵画の修復保全並びに伝統芸能(高玉芝居)、伝統工芸(深山和紙、白鷹紬など)といった町に残る貴重な伝統の保存伝承など。

(2) 人材育成事業(しらたかの人づくり応援事業)

こども読書感想文コンクールでの「童門冬二賞」の創設及び県立荒砥高等学校の活性化に関することなど。

(3) 観光交流事業(しらたかの観光応援事業)

薬師さくらや釜の越さくらなどの古典桜の保存と環境整備及び新たな町の特産品開発のための研究に関する事業など。

(4) コミュニティ形成事業(しらたかの集落応援事業)

人口減少や高齢化が進む集落でコミュニティの醸成を図り、地域の元気を取り戻すための事業実施など。

(5) その他(とにかく!しらたか応援事業)

町長おまかせ事業及びふるさと応援制度のPRに関する事業並びに事務経費など。

2 前項の事業内容は必要に応じ、見直すことができるものとする。

(事業の選定)

第11条 町長は、前条第1項の事業を実施する場合、白鷹町ふるさと応援基金事業選定委員会を設置して選定するものとする。

(報告)

第12条 町長は、隊員に対し寄付金額や事業の実施状況を年度ごとに報告するものとする。

(周知方法)

第13条 町長は、ふるさと応援制度に関するパンフレットの作成又はホームページ等を開設し、町内外に向け広く周知するものとする。

(事務局)

第14条 ふるさと応援制度の事務を処理するため、総務課に白鷹町ふるさと応援制度事務局(以下「事務局」という。)を置く。

(事務局の業務)

第15条 事務局が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 寄付金の受け入れに関すること。

(2) 基金の設置及び活用に関すること。

(3) 前各号に定めるもののほか、ふるさと応援制度の運営事務に関すること。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと応援制度の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。